

東京第一会計ニュース

2010(平成22)年6月1日発行

No.87  
CONTENTS

平成22年度税制改正

顧問先紹介【株式会社ニットウ】

雑学入門

末広会雑学セミナーのご案内

いしづえ



# 平成22年度税制改正

平成22年度の税制改正は、民主党政権下で

初めて行われた税制改正で、多くの方が注目されていました。平成21年12月に発表された『平成22年度税制改正大綱』は100ページを越えて作成されました。

今回、基礎では左記の項目について取り上げます。

- ・扶養控除の見直し
- ・生命保険料控除の改組
- ・寄附金控除の適用下限額の引下げ
- ・特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止
- ・法人の清算課税の廃止
- ・住宅取得等の資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
- ・租税特別措置法の見直し
- ・租税環境整備

## 所得税

### 一、扶養控除の見直し

「所得控除から手当へ」等の観点から、子供手当の創設に伴い、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除（38万円）が廃止されます。

また、高校の授業料実質無償化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円となります。

扶養控除の見直しは、右記の2点でしたので、その他の年齢の扶養親族に関しては変更点はありません。

扶養親族の要件を満たしていれば、19歳以上23歳未満までは、特定扶養控除（63万円）が適用されます。

23歳以上70歳未満の扶養親族は38万円の扶養控除が適用され、70歳以上の扶養親族は48万円の扶養控除が適用されます。（図1参照）

適用開始年度は、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用になります。

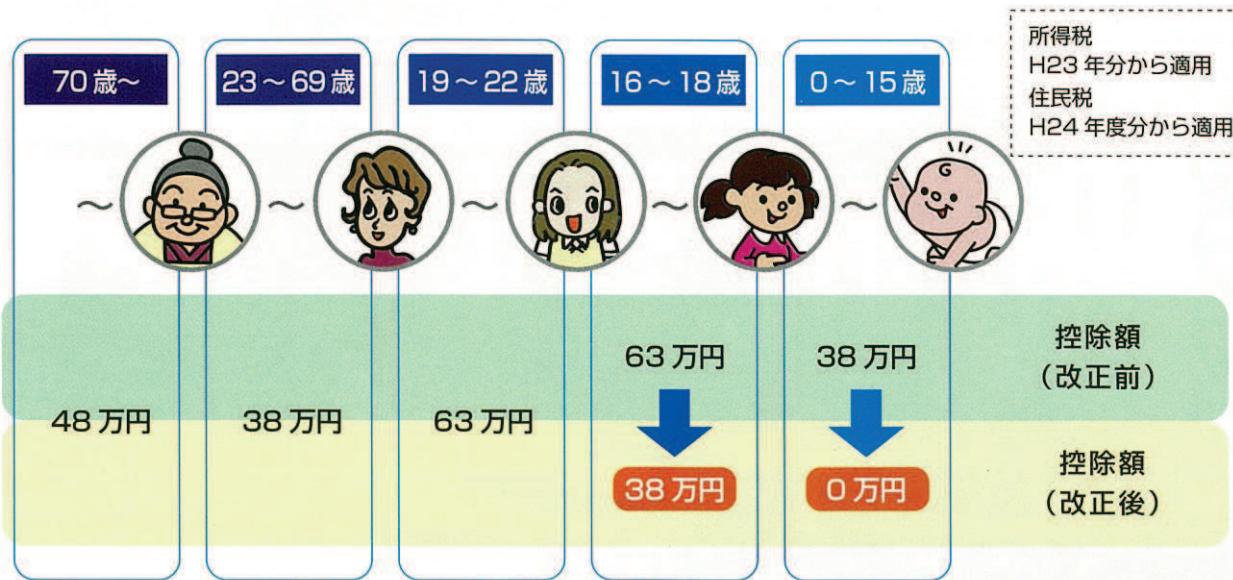


図1 扶養控除額の変更点

## 二、生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、各保険料控除の合計適用限度額が現行の10万円から12万円に引き上げられます。

適用開始年度は、所得税は平成24年1月1日以後、住民税は平成25年度以後から適用されます。

### ●解説

現行では、生命保険料控除の適用限度額は、それぞれ5万円ずつです。（図2参照）

### 現行

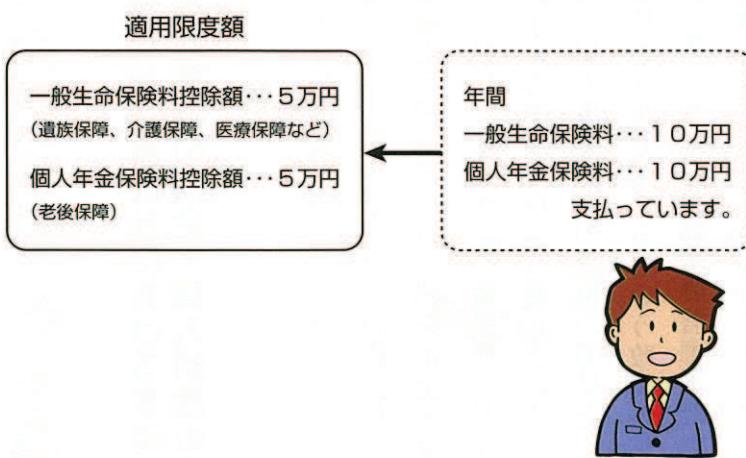


図2 現行の生命保険料控除額

平成24年分から、適用限度額が引き上げられます。が、平成24年1月1日以後に締結された保険契約が対象になります。（図3参照）

同じ保険に入っているAさんとBさん

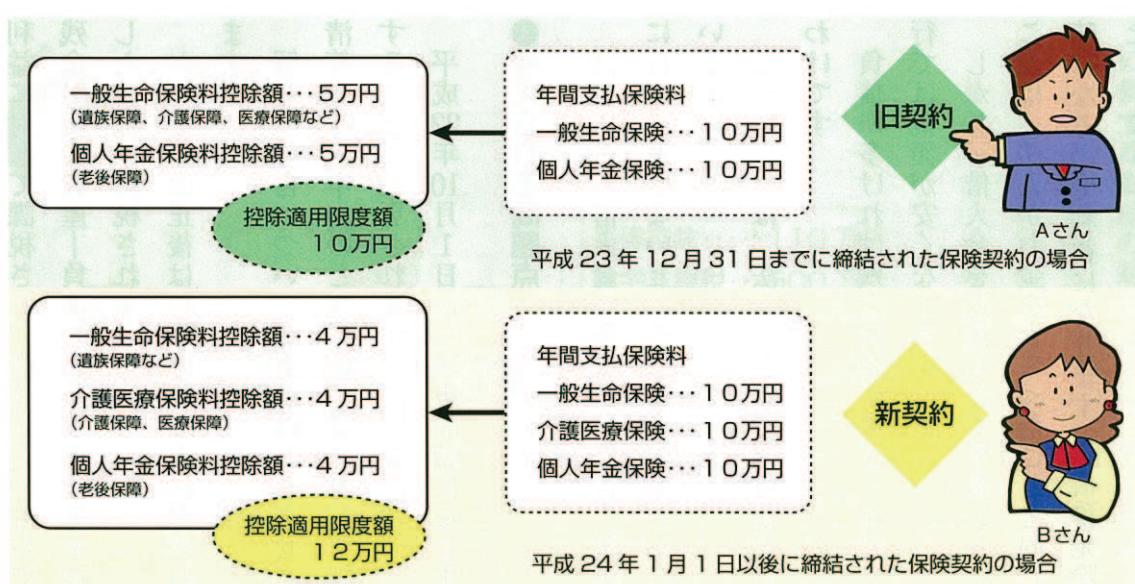


図3 平成24年分からの生命保険料控除額

新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、それぞれ4万円が限度となります。

つまり、平成24年1月1日以後に締結された保険契約がなければ、控除適用限度額の12万円の控除は受けられません。

## 三、寄附金控除の適用下限額の引下げ

所得税の寄附金控除適用下限額が2千円（現行5千円）に引き下げになります。  
適用開始年度は、平成22年分から適用になります。

$$\text{その年に支出した特定寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円} \\ (\text{総所得の } 40\% \text{ 相当額が限度}) = \text{寄附金控除額}$$

例えば…

その年に支出した  
特定寄附金の金額が10,000円とした場合…



図4 寄附金控除額の計算

## 一、特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止

平成 18 年度税制改正において創設されたこの制度は、一定の要件を満たす同族会社について、業務主宰役員給与の一部を損金不算入するという制度でしたが、平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から廃止されます。

しかし、個人事業主との課税の関係を比べると、不均衡が生じているという政府の見解から、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を、平成 23 年度税制改正で講じるとしており、今後の動向に注意する必要がありそうです。

## 二、法人の清算課税の廃止

### ● 法人解散時の税務申告

法人を廃業する時は、まず解散する日までの決算を行い、解散の申告をします。その後 2 カ月経過後に清算結了の登記を行い、それから 1 カ月以内に清算確定の申告をします。現行では解散の申告は通常の決算と同じく

利益に対して課税され、清算確定の申告では残余財産（資産 - 負債）から資本金等を控除した金額に課税されます。

しかし、改正後は税額の計算方法が変わります。

解散の申告について変更点はありませんが、清算確定の申告のときには利益に対して課税することに変更されます。（図 5 参照）

平成 22 年 10 月 1 日から適用開始になります。

### ● 考えられる問題点

役員からの借入金が多くある場合、現実的にはもう返さないというケースも多いかと思います。

この借入金は、法人にとつては負債というわけです。

負債が多ければ残余財産が少なくなり、現行では税額が安くなります。

しかし、借入金を返済しなくて良いということは、法人がお金をもらったことと同じ意味になるので利益になります。（債務免除益といいます。）

今回の税制改正で、この利益が課税対象になる為、役員からの借入金があまりにも多い場合には注意が必要になります。

### 解散時の貸借対照表 負債のほうが多い場合

現行法の場合（資産 - 負債 - 資本金等 = 清算所得）

$$500 - 700 - 100 = \triangle 300$$

残余財産

$\triangle 300 \Rightarrow 0$  とみなす

債務免除益は考慮する必要がなく  
資産は残らないため課税はされない

資産 500

負債 700

負債のうち  
借入金 200

資本金等 100

借入金を  
返済しない  
事になった

改正後（清算時の所得）

$$\text{返済しなくなった借入金 } 200 = \text{ 利益}$$

債務免除益 200

返済しなくて良くなった分が  
課税対象になります\*

\*繰越欠損金がある場合は、利益から控除することができます。

図 5 解散時の税額の計算方法

## 通常の場合（贈与税の計算）

基礎控除…110万円  
10万円に対して、贈与税が課税されます。



図6 通常の贈与の場合

●解説  
通常、贈与があつた場合の基礎控除は110万円です。（図6参照）  
住宅取得等の資金に係る贈与税の非課税措置について、所得制限（2000万円以下）を付与した上で、非課税限度額（500万円）を、平成22年中に贈与を受けた者は1500万円、平成23年は1000万円に引き上げます。

## 一、住宅取得等の資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

### 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置とは

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた者が、自己の居住の用に供する家屋の対価に充て、その家屋を自己の居住の用に供した場合に、500万円まで非課税となる制度です。（図7参照）  
※その他にも要件があります。

## 改正前



図7 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置（改正前）

## 改正後



**1,000万円の住宅資金を贈与しても、税金がかかりません！**

図8 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置（改正後）  
※暦年課税を選択している場合です。

今回の税制改正で、その非課税の限度額が、平成22年中の場合は、1500万円、平成23年中の場合は1000万円まで引き上げられました。（図8参照）

## 一、租税特別措置法の見直し

政策策税措置に該当するものの全てについて、これから4年間で抜本的に見直されていきます。

政策策税措置とは、租税特別措置法に規定された措置や特例のうち、産業政策等の目的で、税負担の軽減等を行う措置のことです。

### ● 例えば

- ・ 中小企業者等の法人税率の軽減
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ・ 中小法人の交際費等の損金算入制度などがあります

### ● なぜ見直しがされるのか？

今までの税制を、納税者の視点に立って公平でわかりやすい仕組みにするためには、租税特別措置をゼロから見直し、整理合理化を進める必要があるという観点からです。

### ● 考えられる問題点

平成22年度の改正では時限措置として、期限の延長がなされていますが、4年間で見直していくということなので、現在では通常に行われている税務処理が、数年後できなくなるかもしれないという懸念があります。

### ● 具体的な例を挙げると…

- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産取得価額の損金算入の特例は適用期限が2年延長されました。

### ● 解説

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得した事業年度において全額を損金算入することができます。



### 25万円のパソコンを購入

減価償却資産の取得は、耐用年数に応じて、数年かけて徐々に費用化していきます。

しかし、中小企業者等は租税特別措置法によって、全額を損金にすることができます。  
(年間 300 万円までが上限)

・ 中小法人の交際費等の損金算入制度の特例も適用期限が2年延長されており従前通り使用できます。

### ● 解説

原則として、交際費等の経費は税額の計算上、損金に認められていません。



しかし、中小法人は租税特別措置法によって、損金にすることができます。  
(年間で 600 万円 × 90% までが上限)

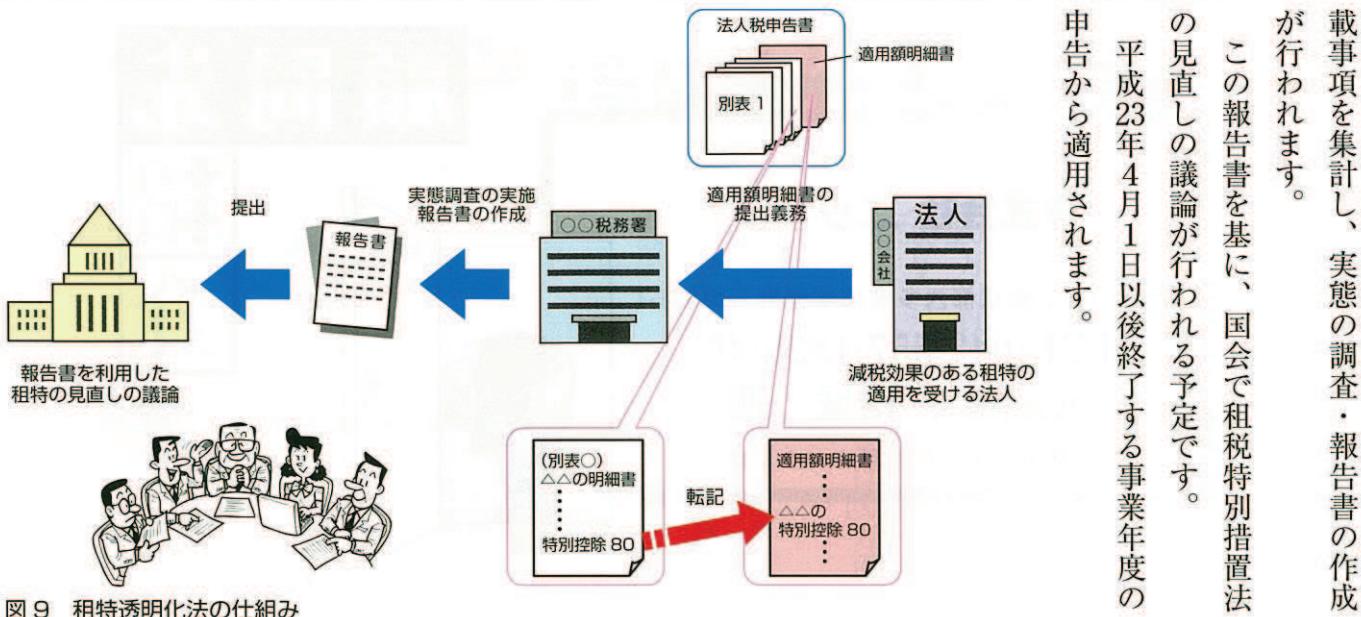
## 二、租特透明化法の成立

租特透明化法とは、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みを構築するための法律です。

具体的には、法人税関係の特別措置の適用を受ける法人は、「適用額明細書」という書類を法人税申告書に添付しなければならなくなります。

これは、租税特別措置についての適用状況を実態調査するためです。

申告時に提出された「適用額明細書」の記



載事項を集計し、実態の調査・報告書の作成が行われます。

この報告書を基に、国会で租税特別措置法の見直しの議論が行われる予定です。

平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用されます。

### 三、納税環境整備

租税に関する罰則が見直されました。

平成22年6月1日以後にした違反行為について適用されます。

う取組みです。

内容についてはこれから議論していくことになりますが、納税者の権利を保障する上で大きな一歩となります。

もうひとつ、注目すべき検討事項があります。

『社会保障・税共通の番号制度導入』と『歳入庁の設置』についてです。

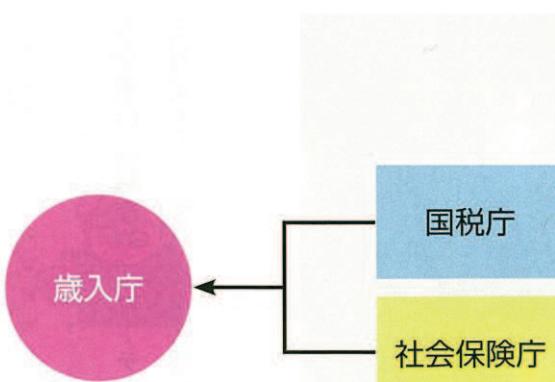
社会保険制度（年金など）と税制を一体化し、歳入庁という新しい機関を設置することによって、国税と社会保険料の賦課徴収を統合的に行うという計画です。

今回の税制改正では、決定していませんが、今後1年以内を目途に結論が出される方針のようです。

今回の税制改正により、罰則の強化がなされましたが、以前より議論となっていた納税者権利憲章の制定を早急に行うという方針も発表されました。

今まで法制化されていなかつた納税者の

税制上における権利を明確に制定しようとい



# 雑学入門

## 日本の文化への探究



### 神社の祭りと農耕・狩猟は関係が深い

そうした『山＝神奈備（かんなび）』を神体とする神社もあり、奈良の大神神社がその例です。

先日、長野県諏訪地方で7年に一度の御柱祭が開催されました。日本では各地でさまざまなお祭りが行われております。

多彩な信仰は日本人の心に引き継がれています。

要であるという事かもしません。

ご神木という言葉も良く耳にします。古代の人々は高く尖った物に神は降臨しやすいと思っていた様で、祭場には柱が立てられ、ここに神を招いて祀りが行われています。

諏訪大社の御柱祭はそうした祭祀を伝えてい

ります。

神社に奉納するお金を初穂料と言いますが、これは米などの収穫物を自分達が食する前に神に捧げた事の名残の様です。

また、神社の祭りも豊作を祈るものであり、農耕始めに行われる祈年祭（としごいのまつり）や収穫を祝う新嘗祭（にいなめさい）のほとんどが神社で行われています。

稻作が国の根幹であった時代では、神社祭祀に農耕儀礼が大きな比重を占めていたのがわかります。

神社は神前を血で汚す事を嫌い、供物には穀物や果物、酒といった清浄な物が多く用いられていますが、神社によつては血生臭い供物が捧げられる事があります。

諏訪大社の狩猟に関する神事である御頭祭

（おんとうさい）では、かつて鹿の生首、串刺しにされた兎など驚くべき供物が供えられていきました。

地域性もありそれに大変奥が深いものであります。

日本人は昔から山を神の住処として崇めてきました。



### 山は神が宿るご神体として崇められてきた

日本人は昔から山を神の住処として崇めてきました。

昔の神社は社殿の代わりに青竹などで四方を囲んで注連縄（しめなわ）をめぐらせ、中央に榊をたてて幣（へい）を取りつけた物を『神籬（ひもうぎ）』と呼び崇めていました。

現在では、地鎮祭の祭場がそうであり、正月の門松も簡素化した物ではありますが同じ物です。門松を目標に降臨してきた年神は鏡餅に宿り、家人の歓待を受けて幸いをもたらすものであります。これらに共通するのは、降臨する神には寄り付くべき神聖なモノが必

### はるか昔、神社には社殿が無かつた

昔の神社は社殿の代わりに青竹などで四方を囲んで注連縄（しめなわ）をめぐらせ、中央に榊をたてて幣（へい）を取りつけた物を『神籬（ひもうぎ）』と呼び崇めていました。

現在では、地鎮祭の祭場がそうであり、正月の門松も簡素化した物ではありますが同じ物です。門松を目標に降臨してきた年神は鏡餅に宿り、家人の歓待を受けて幸いをもたらすものであります。これらに共通するのは、降臨する神には寄り付くべき神聖なモノが必

## なぜ祭りが行われるのか

『祭』という言葉の語源をみると、『待つ』という言葉から派生したものであるらしく、神靈の出現を待ちかまえ、それに仕えるという意味であった様です。

例えば、陰曆十月十日から二十六日にかけて行われる出雲大社の神在祭をみてみます。

十月は神無月とも呼ばれます。それはこの月に、男女の縁結びなど人々の一年間の諸事万端の相談をする為、全国の神々が出雲へと出かけてしまい、各地に神が居なくなってしまうからであります。

逆に全国の神々を迎える出雲では十月を神在月といい八百万（やおよろず）の神々が集結するとしています。

十日の夜、稻佐の浜に祭場が設けられ、神迎祭が行われます。それから三度にわたって結するとされています。

もちろん、祭りには荒ぶる神を慰撫するという意味もありましたが、神を出迎え、饗応する事で力を分け与えられるという考えも強かつたと思われます。

私たちの町に神社があり、祭神が祀られている事は單なる偶然ではありません。

その場所に神社が築かれた訳、奉納した



## 受け継がれる日本の心

人々のそれぞれの思い、その場所に伝わる神話など古代より現代に至るまで連綿と受け継がれて来た歴史そのものを忘れてはならないと思います。

この様な短歌があります。

何事の おはしますかは しらねども  
かたじけなさに 涙こぼるる

西行法師が詠んだといわれる歌で、その実体や姿は良く解らないけれども、そこに拝むべき神が居ます事は感じられる、という内容です。

そういう心が古代から現代に至るまで日本人には根づいているのかもしれません。

